

致しない所を長官が頑拗に我意を押通さんとして「俺れが責任を負う、法律の解釈に誤りあらば俺れが腹を切る」と云えば、小村は「閣下が腹を切られても一旦殺した法文は活き返りませぬ」と飽く迄主張して所信を狂げず、上司同僚の謬見は之を匡して仮藉しなかつたという点に於て其の氣骨を称せしめた位のものであつた。

小村は大審院にあつては、玉乃院長、三好刑事局長の下に専ら刑事事件を取り扱つたが、その事件は概して平凡のもののみであつて、随つて一代の名判決として長えに我が司法史を飾るべき程の異彩ある事績とてなかつたようである。その中でやゝ傑出した珍裁判といへば、科料金二十五錢の上告に係る立小便問題なるものがあつた。明治十六年のこと、ある日福岡県小倉の街頭である者が立小便をやつた所を巡査につかまつた。彼は巡査の訊問に対し偽名をもつて答えた。巡査は彼を引致し、警察署で段々取り調べる中に偽名のこと判つたので、遂に放尿罪兼氏名詐称罪で告発し、福岡縣裁判所小倉支庁の裁判となつた。ところが同支庁では氏名詐称の廉は問わず、放尿の件のみに対し福岡県違警罪第何条かに拠り科料金二十五錢を宣告した。然るに立会検事は、被告の行爲は放尿の外刑法(旧)第二百三十一条『官署ニ対シ文書又ハ言語ヲ以テ其ノ屬籍身分氏名年齢職業ヲ詐稱シタル者ハ二円以上二十円以下ノ罰金ニ処ス』に該当するから、違警罪と合せて数罪俱発に問ひ、宜しく重きに從つて処断すべきもので、本判決は不当であると称して遂にこれを大審院に上告したもので、大審院では、小村は主任判事としてこれを取り扱い、程なく岡内裁長(重俊)の下に公判開廷となつた。そして裁判長は審理の末、前裁判を破毀し、改めて刑法第二百三十一条に拠り被告を罰金二円に処すとの判決を下した。後年國家を双肩に負つて縦横の鉄腕を揮つた一世の外交家も、當時は罰金二円の名判官であつたとは面白い。

これより先き彼は大阪赴任前、すなわち明治十四年九月、学友齋藤修一郎の岳父山田庄兵衛の媒介で、朝比奈孝一の女町子を娶つた。朝比奈は旧幕の人で、曾て宮内省に仕え、俳諧を嗜み、また土木の業に通じ、小石川の水道開鑿に關係したということに因んで水道人という雅名がある。当時山田に二女があつた。長は齋藤に嫁し、次は家におつた。初め山田はその次女を小村に配しようとし、齋藤も多少勸むるところがあつたが、小村の意は町子嬢に傾き、遂に山田の方を辞し、しかも町子嬢との結婚には山田に月下氷人を煩したということで、その間に多少の浪漫的挿話もあつたかもしれない。新郎時に二十七歳、新婦十七歳であつた。そして翌十六年五月、當時移転した小石川水道町の新居で長男欣一が生れた。越えて十九年七月、小村はさらに一女を挙げた。明治四十二年、芳紀二十有四をもつて佐分利貞男に嫁した文子夫人がそれである。

第四節 外務省翻訳局時代

明治十七年は、小村の生涯に一新生面を開いた年である。この年六月、彼は司法省から外務省に転じ、外務権少書記官に任ぜられて公信局勤務となつた。公信局というのは明治の初年、外務省にあつて専ら省の内部の事務を司掌する本局なるものに対し、主として在外公館の事務を掌理する所として設置されたもので、本省と在外公館との事務連絡は専ら公信の往復によるという關係から、この局名が出たのである。随つて公信局は後年の政務通商の両事務を併せ管掌し、殊に明治十二年に井上の寺島に代つて外務卿となるや、寺島の下に久しく公信局長たりし田辺太一を元老院に転ぜしめて後任に中上川彦次郎を据え、縦横に手腕を揮わしむるに至つて以来、公信局長は省内機務に与らざる

なき最も勢力ある地位となつた。その後中上川は去り、光妙寺三郎を経て十六七年の交より同局長の職に在つたものは、後の貴族院議員浅田徳則である。

当時井上外務卿は省内に人材を集むるに熱心で、その物色を浅田公信局長、斎藤秘書官（修一郎）等に命じた。そこで浅田は杉浦東京大学予備門長（重剛）に、英文に堪能なもの、法律の素養あるもの各一名の人選を依頼したが、先づ推薦された予備門教諭千頭清臣、法学部学生奥田義人兩人の内千頭は政見の相違で井上外務卿の下に立つを潔しとしないし、奥田は法制局出仕の予約があつたので、何れも辞退した。それで杉浦は法律の学識と英文の技能と兼備する小村寿太郎を二人の代わりに採用するよう薦めた。たまたま斎藤秘書官もまた小村に同情し、浅田局長に説くところがあつたので、小村はこの二者の推輓により外務省に入ることとなり、十七年六月三十日をもつて外務省権少書記官に任じ、年俸千二百円支給の辞令を受けた。時に齡三十歳である。

翌十八年四月、公信局は廃せられてその事務は新設の政務課及び通商局に移り、浅田公信局長は通商局長兼会計局長となり、小村は翻譯局に転じ、十九年三月、局長鳩山の下にその次長となつた。

当時（明治十八、九年の頃）今の中央大学の前身の英吉利法律学校では英語法学科を新設し、原書に就て英国法律を教授することとなり、小村も公務の傍ら講師として教鞭を同科に執り、英国代理法、英国組合法、動産法、国際法等の講述を担当した。小村の講義は論理明晰で殊に訳読に妙を得、学生の間に好評であつた。同校は菊地武夫、岡村輝彦、江木衷、その他十数名の英法家の篤志に依つて立ち、随つて講師はいずれも献身的精神で業に当り、報酬の如きは一切受けないという申合せであつたが、理事者側では小村の当時赤貧洗うが如き境遇を察し、特別に些少の一定報酬を呈す

ることにした。ところが小村は月末にこの報酬を手にとると、これを消費し終る迄は旬日を経るも身を講堂に現わさない。僚友の菊地等がこれを憂え、爾後報酬は小村に手渡しせず、一々事務員を小村の宅に派して夫人に渡すことに改めた。當時事務員の復命に曰く、「小村先生の邸宅は門のみ堂々たるも、軒は傾き梁は歪み、鼠族の跳躍するが儘に委してある。導かれて座敷に上れば、畳の縁布は所々破れ、垢塵は滲み込み、中央に一枚の赤毛布が敷かれて僅に焼迹撈痕を蔽うのみである。使命を述べて一封を差し進むれば、夫人は欣然これを受け、大に労を謝せられた。学殖彼の如く、品性彼の如き先生にして、かく家中のだらしなきは何故であろう」と。その頃同校の講師の間では時々会飲するの慣いがあつた。彼は一度も席を欠かさない。しかも着席に先だち、校の松野幹事から会費を借り入るゝのが常であつた。小村は同校以外に、二十一年四月より七月に至る一学期間、法科大学にもまた講師として英国刑法を講述したことがある。その頃文部省の一角に於ては、小村を法科大学長に擬するものもあつた。学生伝え聞いて大に悦び、挙つてその実現を希望したが、この風説はいつとはなしに消滅した。

二十一年十月、小村は翻譯局長に昇任した。新任翻譯局長たる彼の部下局員は赤羽参事官（四郎）、久松公使館書記官（定弘）、富士谷（孝雄）、関（登蔵）の兩翻譯官、宮岡交際官試補（恒次郎）、竹村（本五郎）、井上（植原陳政）の兩翻譯官補、松井外務省試補（慶四郎）等で二十六年十月の廃局の際に小村の下に在りし翻譯官には国府寺（新作）本野（一郎）、川崎（寛美）、関、竹村、伊集院（彦吉）の人々がいた。

当時廟堂にあつては、伊藤、井上等は条約改正に着手するに及んで種々の故障を感じた中にも、彼我風俗の異同は最も適切にこれを感じたようで、外人の我を侮蔑するのは要するに風俗の合わざるの致すところであるとし、日本を

西眼に欧米同様に映ぜしむるのは条約改正の業を容易ならしむる所以であると見、盛んに洋風を鼓吹し、舞踏を奨誘し、内外交際を奨励し、文物典章悉くこれを洋式に改めずんば已まざるの風であつた。鹿鳴館内貴紳繰出の宴遊歟、仮装舞踏の盛んに行われたのもこの頃であつた。

かゝる欧化主義の流行は上流の貴族間に限られ民衆の生活に影響はなかつたが、世は之を伝え聞いて響登し内外本末を顛倒せる阿諛的交際として攻撃するものが多かつた。井上の条約改正は秘密裡に進められていたが、法律顧問ボアソナードは改正反対意見書を提出し、又新たに帰朝せる谷千城農商務相も時弊七カ条を挙げて内閣に呈出したが、之等意見書が秘密出版され世論を煽動するに至つた。欧化政策の狂態を本能的に嫌惡していた民衆は、条約の内容が判明し、御雇外人迄がその不利を説き中止の優れるを説いたことを耳にするや、愈々屈辱的なものとの認識を増し、多政府の彈圧下に鳴りをひそめていた政党は好機至ると藩閥政府攻撃を開始した。此頃杉浦重剛、長谷川芳之助、千頭清臣等政党以外の人々が結んだ団体に乾坤社同盟があり、小村も其の重要な一員であつた。彼は翻譯局次長であつたが、一日星ヶ岡に同志が会合した折、精しく条約の内容を語り長谷川と共に反対運動を起さんとしたが、折しも谷千城の意見書が世に現われたのであつた。(世外井上公伝) かくするうちに、山田法相も裁判管轄条約に關し反対意見を呈出し、伊藤首相の意も亦之に傾き、遂に井上は二十年七月二十九日条約改正會議の無期延期を諸國に通告し、次いで十月辭職するに至つた。久しく沈滞していた民論は急激に勃興し租税の軽減、言論集會の自由、自主外交の確立を三大目標として上書建白相繼ぎ、後藤象二郎は此の氣運を利用して大同團結を提唱し政局は急迫を告げたので、遂に二十年十二月二十五日政府は保安條例を發布し、五百七十名の壯士を帝都より追放し、翌年二月には明治十四年の政変

以来野に在つた大隈重信を外相に迎えたのである。大隈入閣二箇月後に国粹主義の雑誌「日本人」が創刊された。之は三宅雄二郎、志賀重昂、杉浦重剛等に依つて組織せられた政教社の機關誌であつた。翻譯局次長という閑職に不遇をかこつていた小村が同志として隱に行動を共にせんとしていた此の時代の国粹主義が、大隈の条約改正に對し激烈な反対を展開したのは、改正条約が実施に至れば産業・學術・宗教・風俗に欧化主義が滔々として波及するのを恐れ、殊に脆弱な日本の商工業が外資の爲圧迫され、外人の跋扈するのを憂えたが故に外ならなかつた。貧弱な国内産業を擁護して外国勢力に當る爲には、税權の回復は勿論であるが、それよりも先に法權が完全に回復され、日本固有の國家主義によつて經濟的な弱点を代位することが絶対必要であるとし、名分的な國辱論とも相待つて井上、大隈案の裁判權問題に多くの不滿を抱いたのである。彼等は政府の對外迎合的施策を非とし本末を正うせんと意図したのだが、その維持せんとする獨特の國體とは封建的なものであり、それが崩れ去らない限りに於て、物質文明であるところの資本主義を出來得る限り發達せしめ、兩々相俟つて外国勢力に當らんとしたのである。それは藩閥政府の意圖とも本質的になんら異ならないのであり、政權担当者漸もすれば陥り勝ちな一時の時務策を本道に還さんとしたものに過ぎず、それが故に井上、大隈の條約改正は民論の激昂はもとよりだが、同時に藩閥政府内部の反對に依つて屈せられたのである。小村は大隈案を私かに親友杉浦重剛に告げ、それを打破するには當時歐洲より帰航中の山県内相を説くに若くはないとしたので、杉浦は品川弥二郎に面会して山県内相の説得を依頼し、次いで伊藤等を歴訪したが、かゝる内に明治二十二年四月十九日ロンドン・タイムス紙上に大隈案が掲載されるや、始めて公然と日本新聞を動員して反對輿論を喚起するに努めたのであつた。當時陰然同志の牛耳を執つた谷の日誌に「二十一日(明治二十二年六月)

晴、杉浦来る。三浦氏より依頼の事に付、棲所にて面会す。……条約改正の不可なる談あり、外務の小村某大きに心配いたし居れば近日篤と承る筈なりとの事なり、御家へ参り可申に付直に聞取被下度とて帰る」とあるのは、小村の裏面の活動、寧ろ隠動の消息の一端を露はしたものである。大隈外相は十月十八日玄洋社員来島恒喜の為片脚を失い、その改正案も亦葬られたのであつた。

翌々二十四年の五月には、大津事件なるものが晴天の霹靂の如くに起り、上下驚倒、次いで青木外相、西郷内相、その余関係の地方官吏二、三孰れも免官となつた。この事件に関する我が当年の外交には狼狽のあまり、その措置往々常識を逸脱したものがあつたことは、今から見れば滑稽の感なきを得ない。

これは我が護衛巡查が、当時来遊中の露国皇太子を傷けたという事件で、この兇変の急報に接した霞ヶ関の驚倒狼狽ときては真に言語に絶し、有力の一高官の如きは「対馬位は取られるかも知れない」と歎声を發したものである。とにかく外務省にては、善後措置の調査に關し一委員会が直ちに設けられ、河上通商局長（謹一）、黒川取調局長（誠一郎）、高平政務課長（小五郎）、室田會計局長（義文）、本間人事課長（清雄）、それに翻譯局長の小村を委員に任命し、本件に關し在外公館その他から来る諸情報を蒐集かつ討究することになつたが、會議の席上これという名説を吐く委員としては他に一人もなかつたが、小村のみは「この報告の裏にはこういう意味があるう」とか「露国外相の真意は却つてこうであらう」とか、往々眼光紙背に徹する所見を述べ、關係を成程と納得せしめたものである。

彼は別に翻譯局長として、命を承けて本件の犯人津田某に關する調書書類の英訳に従事したが、小村は津田の口供中その露国の侵略政策を憤慨した部分は一字一句をも洩らさずに訳して上司に差し出した。意は、日本にては一巡査

の微職を奉ずるものとても愛國の精神に燃ゆることを明らかにせしめんと欲したが故であつた。霞ヶ関の屬僚は右の委員會の外、日々食卓會議に於て甲論乙駁、種々の意見も出たが小村は「津田を露國に憚り法を曲げて死刑に処せんとするが如きは理由のないことだ。死刑は露國の刑法にもないのである、何もびく／＼せんでもよい」といひ、聴者をして彼の尋常俗吏ではないことを感ぜしめた。

これより先き小村の郷里飢肥に於ては、先考寛の多年掌理し來たつた藩の物産方は、明治四年をもつて廢せられ、私立の飢肥会社なるものが新たに出來てその事業を継ぎ、寛は推されてその社長となつた。寛は理財の技能に於て夙に藩中に推された人で、その社長となつたのも藩侯の鑑識に出た欽命の結果であつた。されば社運は一時隆盛を呈したが、利益の拳がる所嫉妬排斥自らその間に生じ、殊に明治八九年の交、該事業の一私立商社の独占を難するの聲が高まり、これがため同社はその後改めて飢肥区の共同経営に移つた。そして寛は依然その社長として経営の衝に當つたが、その頃から社運は漸く式微し、社中党を樹てて相闘ぎ、遂に収益の分配問題を中心として紛争起り、これが黒白を法廷に争ひ、葛藤五年に亙るの不幸を迎えた。その争点は、一言にしていえば、同社の有限責任なるか、無限責任なるかにあつた。会社法の制定されていなかった當時に於ては、この争点は法官に依つてその見る所を異にし、一審に勝ち二審に敗れ、仲裁その間に成つて結局訴訟は願下げとなつたが、その仲裁は無限責任説を多く加味したもので、同社は解散となり、剩さず社運の式微と共に累年相加わつた巨額の債務は前の關係者に引き継がれた。寛は獨力もつて旧業を恢復せんと志したけれども、さすがの彼れも万策尽き、負債日に月に嵩むの始末となつたので、彼は宮崎那珂の兩郡に亙つた一大山林を買収し、その材木を伐採して一挙家運を挽回せんと試みたが、時価の暴落は弥が上

にも負債を重ね、家庭の悶着となり、その配梅子との別居となり、生計を支え得ずして縁家への寄食となり、欠債返償の責は遂に大半小村の双肩に落つるに至つた。

小村は米国より帰朝後司法省に出仕し、両三年を京阪に送る間に、この少からざる家債を一身に負うに至つた。そして旧友の動静を見れば、同窓の鳩山、斎藤、河上等は既に外務省に在つて相当の要路を占めおるに顧み、遠大の抱負を有する壮年の彼としては、多少の感慨なきを得なかつたものと察せられる。けれども小村はこれがため胸中煩悶を抱くが如き小丈夫ではない。ただ遺憾にも夫人の趣味嗜好は歳月と共に次第に小村のそれと合致せぬようになつた。薫風佳氣が小村の家庭に漸く薄らぐに至つたのは、彼に取つては負債以上の不幸であつたに相違ない。

当時小村の居宅は、小石川の水道町にあつた。一夜深更、附近の安東坂に大火があつた。火粉が飛んで盛んに屋上に落下し危いところで類焼を免かれたが、彼はその夜は不在で、翌朝何れよりか歸つて来た。夜中から加勢の訪客が一事危殆であつたことを話すと、小村は平然笑つて「焼ければ借金延ばしの言訳が出来たのに」といつて、訪客を呆気に取らせた。実は家具家財というような物は、小村の邸には殆んどなかつた。居間には長火鉢一つあるのみで、柱には高く時計が懸つてあるも、針の會て動いたのを見たことがない。蜘蛛の巣や鼠の糞が堆積するも、誰れもこれを掃うたことがない。余の諸道具は推して知るべきである。坐布団は一家二枚のみであるから、客が二人相伴うて到れば主人は膝下を空うして坐し、客が煙草を取り出して点火すれば、主人は乞うて一本の割愛を客に求むる始末である。出ずるには常に一着のフロックコート、色褪め、縷布既に露われている。帽靴外套また悉く然りである。雨天に傘なく、乗るに素より車賃なく、帽端から雫は滴下するも平然徒歩、外務省の北裏門を過ぐるも、これから入るの捷

徑によらないで、ことさらに迂回して正門に入り、堂々本玄関から登庁するのが常であつた。役所では弁当を取ろうとしても、賄方は連月支払を受けないからとて応じないので、已むなく茶をすすつて僅に飢を凌いだこともある。既に行厨の債をだに果すを得ないから、決して遊宴の会費をやである。当時僚友は毎月相会して労を旗亭に慰するの習慣があつた。小村は欠かさずこれに出席するが会費を支払つたことがない。外相秘書官某は遂に発議し、自今小村に会同を通知しないことに決した。けれども小村は期日を何れよりか探知し、定刻亭に到り、洒然宴席に入り、昂然床柱を負い、泰然食膳に向い、人並以上に飲み、人並以上に喰い、肩を聳して縦談哄笑するので、僚友からは「小村は到底尋常の人間でない」と評された。

明治二十五年の末、彼は居を本郷新花町に移した。この移転は家計整理のためといわれたが、しかも整理すべき家計そのものが実は初めからなく、又彼の眼中には借金も債鬼もなかつた。けれども債鬼の方では依然として小村を追躡するに急で、家に坐せば家に迫り、庁に登れば庁を襲い、秋毫も仮藉しなかつた。入出の商人は現金を示さなければ現物を供しない。饑寒は日に迫るといふ有様であつた。人々が小村の苦境に同情を表すれば、彼は苦境などは疾くの昔に過ぎ去り、今は平氣である、と答えて噤然哄笑するのみであつた。青木次官の如きも、小村が有為の才を抱いて徒に借金のために脳味噌を糜するようでは氣の毒だし、人を通じて小村のために救助の道を立てやうとの意を諷したが、小村はこれを聞いて「青木さんの御恩になるのは未だ早う」といつ、「好意の裏には何かあるヨ」といつ、笑つて固辞し、人をしてその強情なるに驚かしめた。高利貸の財は營業物である、これを借り入るも他日返済すれば後日に恩誼の羈束を受くるものはないが、他人の金に至りては、一たび膝を屈せば終生伸びない、とは小村の信條で

あつた。

しかも当年の小村には、債鬼の急迫日に継ぐに夜をもつてし、それが撃攘は一日を緩うするを許さざるの状であつた。小村と親しき長谷川（芳之助）は小村に「一体そんなに沢山借金をして、どうする積りか」と問うたが、小村は笑つて「ナニ、借金と喧嘩して負けなければよい」と答えたが、精神は負けないにしても肉体は参らざるを得ない。杉浦（重剛）、河上（謹二）、菊地（武夫）、高橋（健三）等旧友七人が、遂に連帯保証で彼の難を救うの外途なしと見、すなわち七人の連帯保証で四千四百円の新債を起し、これをもつて救難に振当て、別に同志が毎月十円宛を繰出して償還の基金に充てることとした。かくしてこれを行うこと二年、その間約を踐んで釀を続けた者は両三人のみである。河上一日杉浦に語つていう。足下の囊底に余裕なきは僕等も熟知する。しかも足下は小村のために既に二百五十金を支出したのは努めたりというべきだ。僕等はこの上足下を勞するに忍びないから、今後のことは菊地と僕と専らこれに當らうと。情誼の篤実敦厚、管鮑だに及ばない。後年菊地が小村に遅るゝこと一年にして永眠するや、河上の菊地を輓せる追懷談中にいう。

『菊地と共に米國留学を命ぜられたのは、法学科にて小村、鳩山、斎藤の三人で、各々一長一短であつた。斎藤は早熟で、中途墜失し、末路は隣むべき境遇であつた。鳩山は身を政党に投じたが、事多くは志と違ひ、涙を吞んで逝いた。小村はある意味に於ては最も成功した親はあるが、我が菊地の温厚の長者として一世に尊重せられ、死後なお追慕せらるゝに比すれば、容易に優劣を判ずべからざるものがある。兎に角小村をして債鬼群より脱出してその雄飛の基礎を造ることを得さしめたのは、実に我が菊地と天台道士杉浦重剛の二人であつた。この二人なかりせば、小村も或は發展の機を得ずして一生を不平のうちに送るの已むを得ざるに至つた

かも知れない。小村の負債を最後まで整理して聊か營養の道を得せしめたのは、実に我が菊地で、そして小村が代理公使として北京に赴任せんとするに當り、一人の顧る者なきに拘らず送別の宴を張つてその行を壮にしたのは、俠氣十二分の天台道士であつた。當時の小村は、羊羹色のフロクコート一着の外には無一物の素寒貧で、他日彼が天下の重きに任じて侯爵にならうとは、何人も夢想せざりしところであつた。彼の赴任前、予は彼に向つて「君は大礼服の用意があるか、なければ僕の古物でも」といつたところ、彼は「いや礼服調達の料だけは陸奥が呉れたよ」と例に依て哄笑したのである。さて小村が死んだ時、その広告を見れば、友人として桂公爵、寺内伯爵、山本伯爵と立派な肩書ある名前を列記したが、その内に大事な友人の菊地と杉浦の名を脱したのは実に遺憾千万である。小村自身も定めて草葉の蔭にて眉を擡めているに相違ない。』

河上が「小村の負債を最後まで整理して聊か營養の道を得しめたのは実に我が菊地で」といつたのは謙辞である。小村に当年物質的援助を与えて債鬼の追躡より救つた俠者としては、菊地の外に河上杉浦なる刎頸の両友があつたのである。

当時小村は、東京の名ある高利貸という高利貸から借り得るだけは借りつくし、元利積りて一万五六千円の巨額に達した。然るに小村の官から受ける月俸は金百五拾円で、その内から日常必須の家計を控除すれば、右の債務を脱するには百年河清を俟つも及ばない。河上、菊地、斎藤等の僚友は小村のために心配し、遂に相謀り、室田会計局長をして彼の俸給額中その三分一だけを小村に交付して衣食の料に充て、余の三分二の百円は別途積置とし、別に小村の旧藩主伊東祐婦の家扶を説いてために五百金を出ださしめ、合せてこれを減債基金となし、かくて斎藤の岳父山田庄兵衛始め有志の二、三者、各手を別ちて債主二十有余人と相会し、小村を誅求してこれを殺すと小村を活かして些利を収むるとの利害得失を詳に説き、借金証書を競争せり下げに附した上、割引現金にて証書を返還せしむるの得策な

ことを論じた。債主の大部分は結局已むなかるべしとて承諾したが、中には固く不同意を表したものもあつた。然し彼等も郷友三島某の必死の尽力で漸く納得させることが出来た。

かくの如くにして二十余名の債主は、結局借用証文競売案に同意したので、小村と旧友及び債主は日を期して相集まり、その各証書を一枚ずつ纏下げに附し、最低競落価格に対する現金を即時交附して証書を返還させ、その結果小村の債務は大半帳消しにすることを得、残りの分も自今無利息とするという約束が出来た。債鬼は相顧みている、私等金貸の業に従うこと既に数十年、証書のせり下げなるものは生来初めてだと。

されば小村は後年公使として華府に居た頃、公使館附武官秋山海軍少佐(真之)が一夕小村に向つて借金整理の妙法如何を問うたところ、小村は笑いながら「私は借りることを知るのみで、返すことは知らない、整理は債鬼共が宜しくやつて呉れる」と答えたさうで、又その後小村の転じて駐露公使で居た頃、部下の一員に對したまへ、「大概の者は窮迫の際には虚偽を語つて一時通れをするものだが、私は債鬼に向つて曾て虚偽を語つたことがない。借金した上に虚偽を語るようでは人間もお仕舞だ」と、話したさうであるが、何れも彼の面目を表わしている。

小村の父より負荷された負債は一説には二十円程度に過ぎなかつたとも云はれ、又借財中には元金数十円に満たない小口も多いので、小村自身の負債も相当に登つたのではあるまいか。僚友等は何れも榮職を占めてゐるのに反し、翻譯局に九年近くも縛られ、更に家庭もまた不和に暗いという環境で、時には條約改正の反對に鬱を散じをたといへ、狹斜の巷に杯を重ねたことも多かつたのではないか。そして此の不遇時代に受けた杉浦重剛等の暖かい友情と並んでその思想的影響は、恐らく小村の一生を貫ぬく骨格となつたと推察されるのである。

小村は翻譯局にあること通じて八年半で、局長となつてからも早や六年近くとなつた。この間小村の司掌した所は文書の翻譯以外に出でなかつたから、特に録するに足る程の花々しい業績は残つておらず、ただその英文の輕妙正確なことは、常に同僚の賞讃を博したものである。彼はある時、青木次官の命で維新の五ヶ條の御誓文を英訳したことがある。青木一読三嘆、深くその名文に服した。尙當時外交官試験制の創案に与つた小村の功勞はここに一言せねばならぬ。大正七年一月の高等試験令の出る迄、二十有五年の久しきに亘つて実施し來つた明治二十六年十一月公布の外交官及領事官試験規則は、外交官領事官を試験に依つて任用するに至つた本邦制度の嚆矢で、時の外務省通商局長にして臨時行政事務取調委員であつた原(敬)が陸奥外相の命を受け、専ら起案の任に當つたものであるが、佐けてこれを大成せしめたのは時の政務局長の栗野と翻譯局長の小村であつた。この試験規則は、今日からみれば幾多の批評を挟むべき余地もあるが、当年の創定制度和しては、確かに外交官領事官の任用上に於ける一進歩であつた。殊に従来の文官高等試験には、受験資格に中学卒業その他特定の學歷を要求してあつたが、外交官及領事官試験規則には、重輕罪破産者等を排除する以外に全然學歷の要求なく、年齢二十歳以上のものであれば一向差支えなく、同時に博士も学士も文官高等試験その他判檢事辯護士試験等に於けるが如き特權を有しないことにしたのは、受命立案者たりし原敬の遠見といえ同時にこれを輔佐した小村等の洪量識見を称せざるを得ない。その後明治三十年十一月、同規則第二次試験の必須及び選択科目の上に修正を加え、また試験合格の有効期限も改正されたが、これも小村の外務次官であつた際のこと、要するに外交官任用法に関する小村の意見は、当年の試験制度を大成するに与つて力があつたのである。